

富士宮市では、人事行政の透明性を確保し、その公正な運営を行うため、平成17年10月に人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定しました。

この条例に基づき、職員の給与、職員数、勤務条件など、平成23年度の人事行政の運営状況等について公表します。

## I 人事行政の運営等の状況の概要

### 1 任免及び人数に関する状況

#### (1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数
		①平成22年	②平成23年	
一般行政部門	議会	9	9	0
	総務	145	137	△8
	税務	58	58	0
	民生	177	179	2
	衛生	81	78	△3
	農水	32	31	△1
	商工	13	14	1
	土木	93	92	△1
	小計	608	598	△10
特別行政部門	教育	126	121	△5
	消防本部	160	161	1
	小計	286	282	△4
行政部門の計		894	880	△14
公営企業等会計部門	病院	410	416	6
	水道	29	29	0
	下水道	21	21	0
	その他	45	45	0
	小計	505	511	6
合計		1,399	1,391	△8

※平成22年の衛生部門には、自治労静岡県本部専従者（1人）を含んでいます。

## (2) 採用及び退職の状況 (平成22年度)

部門	区分	採用 ※ (注1) (人)	離職(人)※(注2)								
			退職					免職		失職	合計
			定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒		
一般会計	市長部局等	19	15	5	3	1	—	—	—	—	24
	教育関係	3	7	—	2	—	—	—	—	—	9
	消防本部	9	5	—	1	2	—	—	—	—	8
	小計	31	27	5	6	3	—	—	—	—	41
特別会計	病院	25	2	1	16	—	—	—	—	—	19
	病院以外	2	5	—	1	—	—	—	—	—	6
	小計	27	7	1	17	—	—	—	—	—	25
合計		58	34	6	23	3	—	—	—	—	66

(注1) 採用は、平成22年4月2日から平成23年4月1日の間に採用した人数です。

(注2) 離職は、平成22年4月1日から平成23年3月31日の間に離職した人数です。

## 2 給与の状況

## (1) 人件費の状況 (平成22年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
39,816,168千円	8,399,983千円	21.1%

(注) 普通会計とは、一般会計に市立学校給食センター、土地取得、墓園事業の各特別会計を合わせたものです。金額は決算統計の数値です。

※平成18年1月1日から平成23年3月31日までの5年3月間、給料の6%減額を実施しました。(数字は減額後のもの)

## (2) 職員給与費の状況 (平成23年度普通会計当初予算)

職員数 (人) A	職員給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
886人	千円 3,537,423	千円 719,929	千円 1,328,181	千円 5,585,533	6,304,213円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

## (3) 初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区分		富士宮市	国
一般行政職	大学卒	178,800円	I種 185,800円 II種 172,200円
	高校卒	149,800円	III種 140,100円
技能労務職員	高校卒	144,500円	—

## (4) 経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成23年4月1日現在)

区分		経験年数10~14年	経験年数15~19年	経験年数20~24年
一般行政職	大学卒	273,991円	330,008円	375,146円
	高校卒	229,300円	289,025円	342,450円

(注) 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数です。

(5) 平均給料・給与月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	348,584円	466,464円	44.3歳
技能労務職員	321,210円	371,548円	47.1歳

(注) 給与とは、給料及び職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等）の合計です。

平均給与月額には、統一地方選挙2回分の手当も含まれています。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年の構成比
1級	事務員・技術員	36人	6.6%	8.1%
2級	主事・技師	59人	10.9%	9.9%
3級	主査	58人	10.7%	9.4%
4級	主査	72人	13.2%	14.4%
5級	係長・主任主査	128人	23.5%	22.1%
6級	主幹	125人	23.0%	24.6%
7級	課長	54人	9.9%	9.3%
8級	部長	12人	2.2%	2.2%
計		544人	100.0%	100.0%

(注) 職員の給与に関する条例に基づく一般行政職給料表の級区分による職員数であり、医療保健職、福祉職、税務職、企業職、技能労務職は含まれていません。

標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 期末・勤勉手当の状況（平成23年4月1日現在）（単位：月分）

区分	富士宮市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225	0.675	1.9	同 左		
12月期	1.375	0.675	2.05			
計	2.6	1.35	3.95			

(注) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。

(8) 退職手当の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	富士宮市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	勸奨 32.76月分 定年 30.55月分	23.50月分	勸奨 32.76月分 定年 30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続30年	41.50月分	50.70月分	41.50月分	50.70月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
1人当たりの平均支給額	—	勸奨 27,120,215円 定年 26,350,249円	—	—

(注) 1人当たりの平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

## (9) その他の主な手当の内容

## ア 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給職員1人当たり平均支給年額		146,779円
支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
5%	全職員	3%～18%

## イ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給職員1人当たり平均支給年額（22年度普通会計決算）		59,619円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度普通会計決算）		48.1%	
手当の種類（手当数）		20種類	
代表的な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する単価
普通税務手当	収納課、市民税課、資産税課	市税等の賦課、徴収業務	月額 3,500円
福祉業務手当	福祉総合相談課、介護障害支援課、子ども未来課	福祉事務所勤務職員の指導保護等の業務	月額 3,500円
保育業務手当	保育園	保育業務	月額 3,000円
心身障害児保育業務手当	あすなる園	あすなる園業務	月額 4,500円
家畜類等死体取扱作業手当	生活環境課	家畜類等の死体の取扱作業	1件 200円
有害薬品取扱手当	生活環境課	危険性を有する薬品を取扱う業務	日額 200円
行旅病人取扱手当	福祉総合相談課	行旅病人の収容作業	1件 1,000円 (午後6時から翌日午前6時までは1,500円)
行旅死亡人取扱手当	福祉総合相談課	行旅死亡人の収容作業	1件 3,500円 (午後6時から翌日午前8時までは5,000円)
消防手当	消防吏員	消防業務	月額 3,000円

## ウ 時間外勤務手当（平成21、22年度普通会計決算）

22年度	支給総額	234,578,315円
	1人当たり支給年額	234,813円
21年度	支給総額	285,038,545円
	1人当たり支給年額	308,150円

## エ 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成23年4月1日現在）

	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	・配偶者を扶養する人	同じ	
	配偶者 月額 13,000円		
	子等 月額 6,500円		
	・配偶者を扶養しない人		
	子等 月額 6,500円		
	・配偶者のいない人		
子等1人目 月額 11,000円			
子等2人目以降 月額 6,500円			
	※上記に加えて16～22歳到達年度にある子 月額 5,000円		

住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 12,000 円を超える家賃の支払者 家賃の月額によって月額 100 円～27,000 円</li> <li>・上記以外で住居をもつ主たる生計維持者 月額 4,500 円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 12,000 円を超える家賃の支払者 家賃の月額によって月額 100 円～27,000 円</li> </ul>																																																														
通勤手当	<p>【支給対象者】 片道 2 km 以上の通勤者</p> <p>[交通機関等利用者] 実費支給 55,000 円超は 2 分の 1 加算</p> <p>[乗用車等の使用者]</p> <table border="0"> <tr><td>片道 2km 以上 4km 未満</td><td>6,400 円</td></tr> <tr><td>片道 4km 以上 6km 未満</td><td>8,200 円</td></tr> <tr><td>片道 6km 以上 8km 未満</td><td>9,600 円</td></tr> <tr><td>片道 8km 以上 10km 未満</td><td>11,400 円</td></tr> <tr><td>片道 10km 以上 12km 未満</td><td>13,200 円</td></tr> <tr><td>片道 12km 以上 14km 未満</td><td>14,700 円</td></tr> <tr><td>片道 14km 以上 16km 未満</td><td>16,200 円</td></tr> <tr><td>片道 16km 以上 18km 未満</td><td>17,300 円</td></tr> <tr><td>片道 18km 以上 20km 未満</td><td>18,400 円</td></tr> <tr><td>片道 20km 以上 25km 未満</td><td>19,900 円</td></tr> <tr><td>片道 25km 以上 30km 未満</td><td>21,100 円</td></tr> <tr><td>片道 30km 以上 35km 未満</td><td>22,300 円</td></tr> <tr><td>片道 35km 以上 40km 未満</td><td>23,500 円</td></tr> <tr><td>片道 40km 以上 45km 未満</td><td>24,700 円</td></tr> <tr><td>片道 45km 以上 50km 未満</td><td>25,900 円</td></tr> <tr><td>片道 50km 以上 55km 未満</td><td>27,100 円</td></tr> <tr><td>片道 55km 以上 60km 未満</td><td>28,300 円</td></tr> <tr><td>片道 60km 以上</td><td>29,500 円</td></tr> </table> <p>[併用者(交通機関と乗用車等)] 55,000 円超は 2 分の 1 加算</p>	片道 2km 以上 4km 未満	6,400 円	片道 4km 以上 6km 未満	8,200 円	片道 6km 以上 8km 未満	9,600 円	片道 8km 以上 10km 未満	11,400 円	片道 10km 以上 12km 未満	13,200 円	片道 12km 以上 14km 未満	14,700 円	片道 14km 以上 16km 未満	16,200 円	片道 16km 以上 18km 未満	17,300 円	片道 18km 以上 20km 未満	18,400 円	片道 20km 以上 25km 未満	19,900 円	片道 25km 以上 30km 未満	21,100 円	片道 30km 以上 35km 未満	22,300 円	片道 35km 以上 40km 未満	23,500 円	片道 40km 以上 45km 未満	24,700 円	片道 45km 以上 50km 未満	25,900 円	片道 50km 以上 55km 未満	27,100 円	片道 55km 以上 60km 未満	28,300 円	片道 60km 以上	29,500 円	異なる	<p>【支給対象者】 片道 2 km 以上の通勤者</p> <p>[交通機関等利用者] 最高支給限度額 *55,000 円</p> <p>[乗用車等の使用者]</p> <table border="0"> <tr><td>片道 2km 以上 5km 未満</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>片道 5km 以上 10km 未満</td><td>4,100 円</td></tr> <tr><td>片道 10km 以上 15km 未満</td><td>6,500 円</td></tr> <tr><td>片道 15km 以上 20km 未満</td><td>8,900 円</td></tr> <tr><td>片道 20km 以上 25km 未満</td><td>11,300 円</td></tr> <tr><td>片道 25km 以上 30km 未満</td><td>13,700 円</td></tr> <tr><td>片道 30km 以上 35km 未満</td><td>16,100 円</td></tr> <tr><td>片道 35km 以上 40km 未満</td><td>18,500 円</td></tr> <tr><td>片道 40km 以上 45km 未満</td><td>20,900 円</td></tr> <tr><td>片道 45km 以上 50km 未満</td><td>21,800 円</td></tr> <tr><td>片道 50km 以上 55km 未満</td><td>22,700 円</td></tr> <tr><td>片道 55km 以上 60km 未満</td><td>23,600 円</td></tr> <tr><td>片道 60km 以上</td><td>24,500 円</td></tr> </table> <p>[併用者(交通機関と乗用車等)] 最高支給限度額 *55,000 円 *新幹線等利用者は 20,000 円を限度に加算有</p>	片道 2km 以上 5km 未満	2,000 円	片道 5km 以上 10km 未満	4,100 円	片道 10km 以上 15km 未満	6,500 円	片道 15km 以上 20km 未満	8,900 円	片道 20km 以上 25km 未満	11,300 円	片道 25km 以上 30km 未満	13,700 円	片道 30km 以上 35km 未満	16,100 円	片道 35km 以上 40km 未満	18,500 円	片道 40km 以上 45km 未満	20,900 円	片道 45km 以上 50km 未満	21,800 円	片道 50km 以上 55km 未満	22,700 円	片道 55km 以上 60km 未満	23,600 円	片道 60km 以上	24,500 円
片道 2km 以上 4km 未満	6,400 円																																																																
片道 4km 以上 6km 未満	8,200 円																																																																
片道 6km 以上 8km 未満	9,600 円																																																																
片道 8km 以上 10km 未満	11,400 円																																																																
片道 10km 以上 12km 未満	13,200 円																																																																
片道 12km 以上 14km 未満	14,700 円																																																																
片道 14km 以上 16km 未満	16,200 円																																																																
片道 16km 以上 18km 未満	17,300 円																																																																
片道 18km 以上 20km 未満	18,400 円																																																																
片道 20km 以上 25km 未満	19,900 円																																																																
片道 25km 以上 30km 未満	21,100 円																																																																
片道 30km 以上 35km 未満	22,300 円																																																																
片道 35km 以上 40km 未満	23,500 円																																																																
片道 40km 以上 45km 未満	24,700 円																																																																
片道 45km 以上 50km 未満	25,900 円																																																																
片道 50km 以上 55km 未満	27,100 円																																																																
片道 55km 以上 60km 未満	28,300 円																																																																
片道 60km 以上	29,500 円																																																																
片道 2km 以上 5km 未満	2,000 円																																																																
片道 5km 以上 10km 未満	4,100 円																																																																
片道 10km 以上 15km 未満	6,500 円																																																																
片道 15km 以上 20km 未満	8,900 円																																																																
片道 20km 以上 25km 未満	11,300 円																																																																
片道 25km 以上 30km 未満	13,700 円																																																																
片道 30km 以上 35km 未満	16,100 円																																																																
片道 35km 以上 40km 未満	18,500 円																																																																
片道 40km 以上 45km 未満	20,900 円																																																																
片道 45km 以上 50km 未満	21,800 円																																																																
片道 50km 以上 55km 未満	22,700 円																																																																
片道 55km 以上 60km 未満	23,600 円																																																																
片道 60km 以上	24,500 円																																																																

(10) 特別職の給与等の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

		月額	期末手当の支給割合
給料	市長	931,000 円	6 月期 1. 90 月分 12 月期 2. 05 月分 計 3. 95 月分
	副市長	735,000 円	6 月期 1. 90 月分 12 月期 2. 05 月分 計 3. 95 月分
議員報酬	議長	495,000 円	6 月期 1. 95 月分 12 月期 2. 05 月分 計 3. 95 月分
	副議長	441,000 円	
	議員	421,000 円	

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分～ 13 時 00 分

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成22年）

区 分	一人当たり 平均使用日数
市長部局等	6日2時間
教育委員会	9日1時間
計	6日4時間
消防	9日7時間

(3) 育児休業及び部分休業の取得者数（平成22年度）

		育児休業	部分休業
市長部局等	男性	—	—
	女性	16人	—
教育委員会	男性	—	—
	女性	—	—
合 計	男性	—	—
	女性	16人	—

(注) 当該年度に新たに育児休業または部分休業を取得した人数です。

(4) 休暇の導入状況（平成23年4月1日現在）

年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越せる。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限度必要と認められる期間で、原則として180日以内。
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、配偶者の出産、忌引、夏季、被災、生理、妊婦の健康診査など。
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷や疾病などにより日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、2週間以上6ヵ月以内で必要と認められる期間。(無給)

(注) 各休暇の取得要件などは、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び同規則により定められています。

4 分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数（平成22年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	—	—	9人	—	9人
教育委員会	—	—	1人	—	1人
合 計	—	—	10人	—	10人

(注) 休職の10人は、心身の故障によるものが9人で、市政事務に関係ありと認める勉学、研究によるものが1人です。

(2) 懲戒処分者数（平成22年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	—	—	—	—	—
教育委員会	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

5 サービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

区 分	概 要
免除の対象となる主な場合	地方公務員法第35条の職務専念義務は、次のような場合に免除されます。 ア 研修を受ける場合 イ 健康診断を受ける場合 ウ 職員団体の交渉等、特定された活動に従事する場合 エ 国や地方公共団体の職員としての職を兼ね、その事務等を行う場合 オ 市行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務等を行う場合 カ 国や地方公共団体の機関、学校その他公共的団体等の依頼を受けて講演等を行う場合

(注) 免除される場合や免除の期間などは、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」により定められています。

(2) 兼職・兼業の許可件数（平成22年度）

区 分	許可件数	主な許可事例
市長部局等	6件	国勢調査事務従事、国際交流協会の事務従事など
教育委員会	—	
合 計	6件	

(注) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等（平成22年度）

区 分	概 要
市長部局等	地方公務員法第39条に基づく勤務能率の発揮および増進のための研修を行いました。 富士宮市人材育成基本方針に定める「職階別の役割と求められる能力」を開発し発揮するため、平成22年度も富士宮市職員研修規定に基づき、基本研修、派遣研修、特別研修を行い、延べ2,328人が受講しました。 また、上司が部下職員に対して仕事を通じ指導・育成を図る職場研修を行いました。
教育委員会	

(2) 勤務成績の評定の概要（平成22年度）

区 分	概 要
市長部局等	管理職については11月、それ以外の職員については12月に勤務成績の評定を行いました。評定結果は、昇格、役職への登用、配置換えなどに活用しています。
教育委員会	

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（平成22年度）

区 分		富士宮市
一般検診	対象人員	1,402人
	受診人員	1,271人
	受診率	90.7%
胃レントゲン検査	対象人員	876人
	受診人員	664人
	受診率	75.8%

(2) 公務災害等の認定状況等（平成22年度）

区 分	富士宮市
公務災害	11件
通勤災害	1件
計	12件

(3) その他主な福利厚生事業の概要（平成22年度）

概	要
<p>■被服の貸与■ 医療職、保育職、技術系職員等に対して被服を貸与。</p> <p>■互 助 会■ 地方公務員法第42条、富士宮市職員の共済制度に関する条例に基づき互助会を設置し、各種のレクリエーション事業を実施し、職員の元気回復に努めています。</p> <p>【富士宮市職員互助会】 会 員 数 1,392人（平成22年4月1日現在） 会員掛金額 1,121万8,000円（会員給料月額×2／1,000） 市助成金額 なし</p>	

## II 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員によってなされた勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立てを審査し、これらに対して必要な措置を講ずる機関です。

平成22年度においては、公平委員会に対する職員からの措置要求、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。